

公園利活用ガイドブック作成に係る業務 仕様書（提案用）

1 委託事業名

公園利活用ガイドブック作成に係る業務

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的

本市は市内900箇所を超える公園を有し、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間として、これまでから、その利活用の促進や、魅力・利便性の向上に取り組んできた。

本業務では、公園の利活用に係る基準（都市公園法、京都市都市公園条例、京都市情報館のページ（公園の御利用にあたって、公園よくある質問）等）を踏まえ、その方法をわかりやすく示し、また公園の利活用に係る意欲を後押しすることを目的としたガイドブックを作成する。

5 委託業務内容

以下の委託業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、以下の事項を含み自由に提案すること。

（1）公園利活用ガイドブックの作成

ア 発行時期

令和9年1月頃

イ 仕様

表紙裏面含め12ページ程度の冊子（約100部）及びデジタル版

ウ 想定内容

公園で自由にできること、許可があればできること 等

その他の掲載事項の詳細については、契約締結後、本市と協議のうえ、本市の指示に従うこと。

※類似事例や利用者ニーズ等の情報を自主的に収集し、それらを作成プロセスに活かすこと。

※公園利活用ガイドブックのタイトルも含めた提案とすること。

エ 作業内容

ガイドブック作成にあたって想定される主たる作業の分担は以下のとおりとする。提案によって生じる作業は、受託者が担うことを前提とし、その他、新たに生じた作業については、随時本市担当職員と協議を行うこととする。

区分	作業内容	主な担当
誌面の作成	掲載事項の調整	本市
	ライティング	受託者
	デザイン・編集	受託者
	イラスト・撮影	受託者
	内容のブラッシュアップ	受託者
	校正	受託者
庁内関係者調整		本市
印刷		受託者
広報	広報手段の考案	受託者
	広報	本市

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後３０日以内に、京都市に提出すること。

(１) 業務完了届 ２部

(２) 業務終了報告書 ２部

(３) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式

※本業務で作成したイラスト等は、今後、本市及び本市が指定する者が作成・運営するウェブサイト・SNS 及び説明資料等で使用することを想定し、それが簡易に可能となる電子データを提出すること。

(４) 上記（１）及び（２）に係る電子データ 一式

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

(１) 本仕様書、企画提案書に基づき、業務を行う。

(２) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(３) 本市担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、本市が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権の取扱い

本業務を通じて得られた著作権、版權等一切の権利は本市に帰属するものとする。

なお、本業務で作成したイラスト等は、本業務の目的の達成に向けた二次使用を想定しており、その取り決めについては、採択後に本市と受託者にて協議の上、決定する。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。